

千葉県ブックスタート事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、親子が絵本を介して心触れ合うひと時を持つきっかけを作ることで、健やかな親子関係を支援するために実施する千葉県ブックスタート事業（以下「事業」という。）を円滑に行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、4か月児健康診査対象者およびその保護者とする。

(実施場所)

第3条 この事業の実施場所は、各区保健福祉センターとする。

(実施体制)

第4条 この事業は、健康支援課、各区健康課、図書館との連携の下、赤ちゃんとのふれあい絵本ボランティアの協力を得て事業を推進する。

(実施内容)

第5条 この事業の実施内容は次のとおりとする。

- (1) 4か月児健康診査の機会に、読み聞かせの意義について説明を行い、赤ちゃんとのふれあい絵本ボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡す。
- (2) 4か月児健康診査時に絵本を手渡すことができなかった対象者に対しても、読み聞かせを行い、絵本を手渡すよう努める。

(関係者会議)

第6条 この事業を推進するため、必要に応じ、健康支援課、各区健康課、図書館等による関係者会議を開催する。

(赤ちゃんとのふれあい絵本ボランティア)

第7条 赤ちゃんとのふれあい絵本ボランティアとは、事業において活動することを前提に、千葉県が実施する赤ちゃんとのふれあい絵本ボランティア養成講座（以下「養成講座」という。）を受講し、ボランティアの登録を行ったものとする。

- 2 養成講座は、必要に応じて各区健康課にて開催するものとする。
- 3 養成講座の内容は次のとおりとし、健康支援課及び図書館と連携しながら実施することとする。
 - (1) 事業の目的、対象、方法等を理解する。
 - (2) 4か月児の特徴や子育て中の親の審理について理解する。
 - (3) 絵本の読み聞かせの技法を学ぶ。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し、必要な事項は健康福祉部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。